

令和6年度 取手市立白山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。「取手市みなでいじめをなくすための条例」より

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応・早期解消」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもとにいじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校教職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

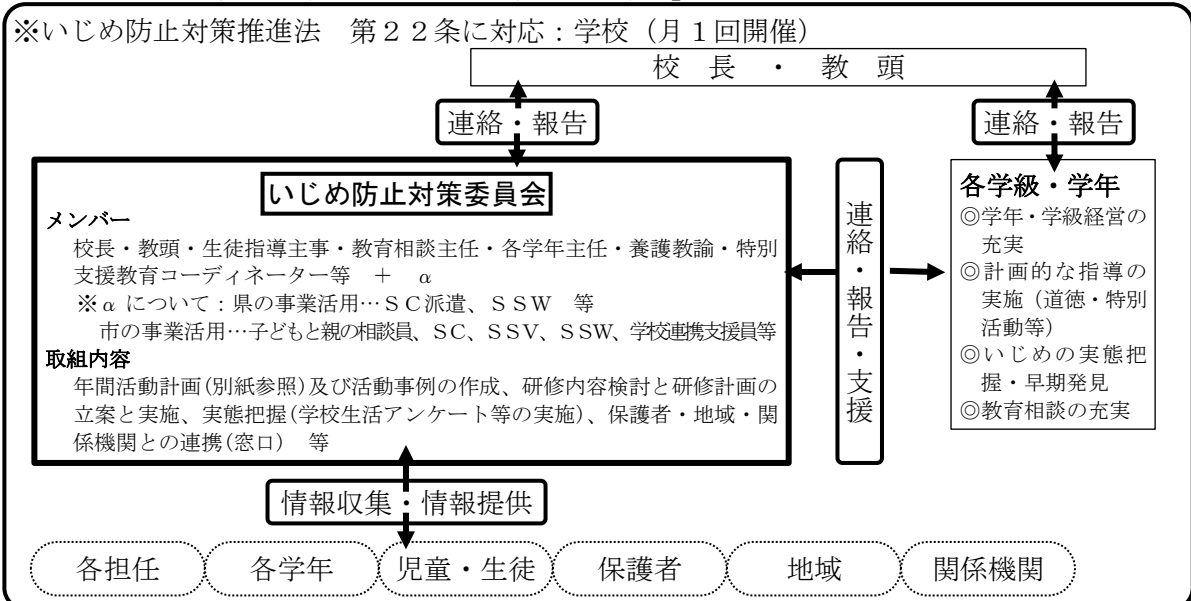
(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

◆未然防止の学校としての取組

- ① いじめ問題に取り組むための組織（平常時）
・未然防止・早期発見のための組織「平常時」



未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。そして、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして児童全員を対象に事前の働きかけ、未然防止の取組を行っていく。また、いじめ問題に組織的に対応できるよう、いじめ防止対策委員会（毎月1回）、教育委相談部会（毎月2回）を実施する。いじめ防止対策委員会において、年間活動計画および活動事例の作成、研修内容検討と研修計画の立案と実施、生活アンケート等の実施による実態把握、保護者・地域・関係機関との連携を図る。いじめの未然防止は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まることを全教職員で共通理解のもと日々の教育活動に取り組む。

② 児童たちのよさを伸ばす教師のかかわり等

教職員の不適切な発言(差別的発言や児童を傷つけている発言等)や体罰がいじめを助長することを教職員自身が強く認識し、学校全体で暴力や暴言を排除していく体制を整える中で、学級・学年を中心に教師が児童の良さを認めることができる広い視野をもって子供たちに接する。また、児童のよい行動を見つけた場合には、その場で賞賛することはもちろん、担任に伝え学級内でも紹介するようにする。また、校内情報ネットワークを活用し、児童のよさを記録しておくと同時に誰もが確認できるようにしておく。

③ 学年・学級経営の充実等

日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。また、児童一人一人のよさを認め合える環境づくりを行うとともに、子供たちの小さな変化を見逃すことなく、困ったことは相談することができるよう、学年・学級経営の充実を図る。さらに、学級や学年、学校を児童の居場所になるような「居場所づくり」の充実を学年・学級経営を通して図る。そして、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら「絆づくり」を進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことができるよう学年・学級経営の充実を図る。教職員がきちんと「居場所づくり」を進めていく中で、児童自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることができる「絆づくり」を行い、児童の自己有用感を育んでいける学年・学級経営の充実を図っていく。さらに、児童の意見を大切にした教師の関わりを行い、子供たちの自己実現につなげる。

（「こども基本法」を生かす）

④ 授業における生徒指導等

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、児童の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になるばかりか、生徒指導上の諸問題に発展しかねない。すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を行っていくことが、学力向上はもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。さらに、授業開始時には着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、授業における規律やルールを徹底する。そして、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりする例があることを強く認識し、教職員はもちろん児童同士も一人一人の考えを肯定的にとらえられるような学習環境づくりを行う。また、グループ学習では、分からないことがあったときに「教えて」と素直に言える（そう言えることは、困ったときに「助けて」と素直に言えることに繋がる）、そしてそう言われたら「いいよ」と受け入れられる、さらに教えてもらった人に「ありがとう」と伝えられる「教えて・いいよ・ありがとう」とサイクルを取り入れて学び合いの充実を図る。

⑤ 児童会活動の充実等

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけが大切となる。児童会活動を中心に、自ら行事等を企画・立案し、実践していく活動を通して、望ましい集団づくりを図るとともに、望ましい集団生活について考える。また、児童たちでいじめについて考え、行動できる行事を企画・運営する。

⑥ 道徳や体験活動等の充実等

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、道徳の実践の中で他人を思いやる心や優しさに関する題材を年間計画に計画的に取り入れると同時に、学級内の実態に合わせて実施する。特に、差別や人権を傷つけるような発言や行為は許されないことであることについての指導の充実を図る。また、豊かな人間関係プログラム(構成的グループエンカウンター等)を積極的かつ計画的に実施するなど、他者理解や自己肯定感を向上させる体験活動等の充実を図る。さらに、自他の意見の相違があっても、互いに認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を道徳や体験活動等の充実を通して育んでいく体制を整える。

⑦ 学校行事の充実等

学校行事を通して、互いのよさを認め合える機会をつくる。行事の中で、普段教室では見ることができない児童一人一人のよさを認め合える場づくりを行うと同時に、子供たちの長所が発揮でき、さらに困難な状況を乗り越えるような体験の機会を学校行事の充実を通して図っていき、児童の自己有用感、自己肯定感を育む、そして高める場としたい。

⑧ 発達指示的な生徒指導の取組等（別紙1参照）

毎月定期的にいじめ防止対策委員会を行い、児童の実態把握を行う中で、問題が起きそうな部分に対しては早期の対応を行う。また、よい実践に関しては、学級活動や全校集会等で紹介し、よりよい学校を目指していく。児童一人一人が笑顔で楽しい学校生活を送れるために、年間を通してあいさつ運動を実施していくと同時に、児童会活動を中心に子供たちが「笑顔いっぱい」で過ごせる企画立案を行う。

⑨ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業について行けない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい。分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。また、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめられている児童や、周りで見えていたりはやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化することも踏まえて指導に当たる必要性がある。さらに、障害(発達障害を含む)について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たっていく。

⑩ 感染症に係るいじめに対する取組

児童が感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見等について考え、適切な行動が取れるよう指導していくことが重要である。また、感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう指導していく。さらに、医療従事者や社会活動を支えている人たちへの敬意や感謝の気持ちをもてるようにする。

(2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付きを高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

◆早期発見のための学校としての取組

① 教師と児童の普段のかかわり

児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、そしてその情報に基づき速やかに対応することが早期発見の基本となる。日頃から児童の変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。ささいな変化に気付くために、出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞いたり、保健室の様子を聞いたりするなど、教職員が今まで当たり前に、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的にを行い、積極的に活用していくことが大切になってくる。児童のよい点を見つけ褒めて伸ばす指導のスタンスで子供たちに接すると同時に、相談したいことがあった場合にはいつでも児童が教師に話すことができるような環境づくりに務める。

② 組織での検討（教育相談体制・生徒指導体制の強化）

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、チーム指導を充実させることによって早い段階から複数の教職員で組織的に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。教育相談部会（月2回）、いじめ対策委員会（月1回）を実施し、休み時間一人で過ごす児童や生活の様子によくない変化が見られた児童等の共通理解を教職員で図る機会をもつと同時に、全教職員で気になる児童には積極的に声かけをする体制づくりを行う。また、指導に困難を抱える学級等では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。さらに、暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

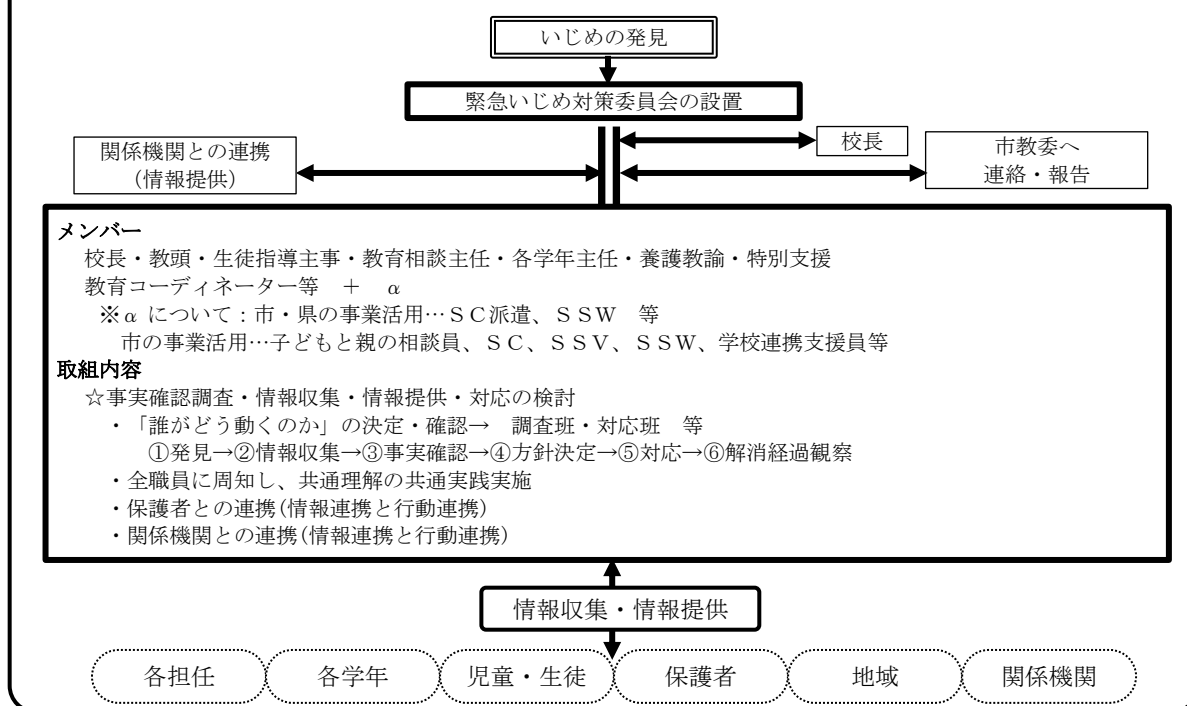
- ③ 学校生活(いじめ)アンケートの実施
毎月定期的に学校生活アンケートを実施し、児童の悩みや困っていること等いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくることが重要である。アンケートは、安心していじめを訴えられるよう無記名での実施とする。
- ④ 教育相談の充実
教育相談部会を核に児童の不安や困り感に寄り添う対応をチームで行えるようにする。
年に2回、いじめ防止のための児童教育相談面談を行うとともに、アンケートの結果や気になる様子がみられた児童に対し、随時教育相談を行う。また、保護者との定期的な面談を行うと同時に相談があった場合には随時面談を行っていく。児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し、保健室や教育相談員(相談室)の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にするとともに適切に扱う。
- ⑤ たよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発
「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を、随時学校、学年便りや学校ホームページを活用して発信し、保護者への啓発を図る。また、気になることがあったら、小さなことでも相談してほしいということ、学校はいじめられている側を守ることなどをもたよりやホームページを活用し保護者の啓発を図っていく。
- ⑥ 家庭及び地域との連携
学校での児童の小さな変化を見逃すことなく、保護者との連絡を密にすると同時に、保護者側から見た変化も連絡を随時受け付ける体制づくりを行う。また、民生委員を中心に地域の方々からの情報提供も随時受け付けられる体制を整える。
保護者の協力を得て、家庭で気になった様子はないかを把握すると同時に、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制づくりに努める。
- ⑦ 関係諸機関との連携
市教育相談支援センターや子育て支援課等の市の関係機関や警察、児童相談所等と連携し情報を共有する体制づくりに努める。
- ⑧ いじめの早期発見に関する研修の充実
「いじめの防止等のための基本的な方針」や「生徒指導リーフ」等を活用し全教職員でいじめ問題に対応する研修を実施すると同時に、構成的グループエンカウンターや教育相談等の研修を計画的に行っていく。また、専門家等を活用した研修を実施することで、多角的な視点から児童の小さな変化や不安に気付けるよう、教職員の児童理解力を高める。
- ⑨ インターネットを通して行われるいじめに対する対策
「インターネット上での誹謗中傷はいじめである」という認識を児童にもたせると同時に、携帯電話やパソコン等のインターネット機器の正しい使用方法やマナー、モラルについても指導を計画的に行う。
- (3) いじめを認知した場合の適切な対応(早期対応・早期解消)
いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携を行う。

以下は、本校におけるいじめの早期対応・早期解消への取組である。

◆早期対応・早期解消のための学校としての取組

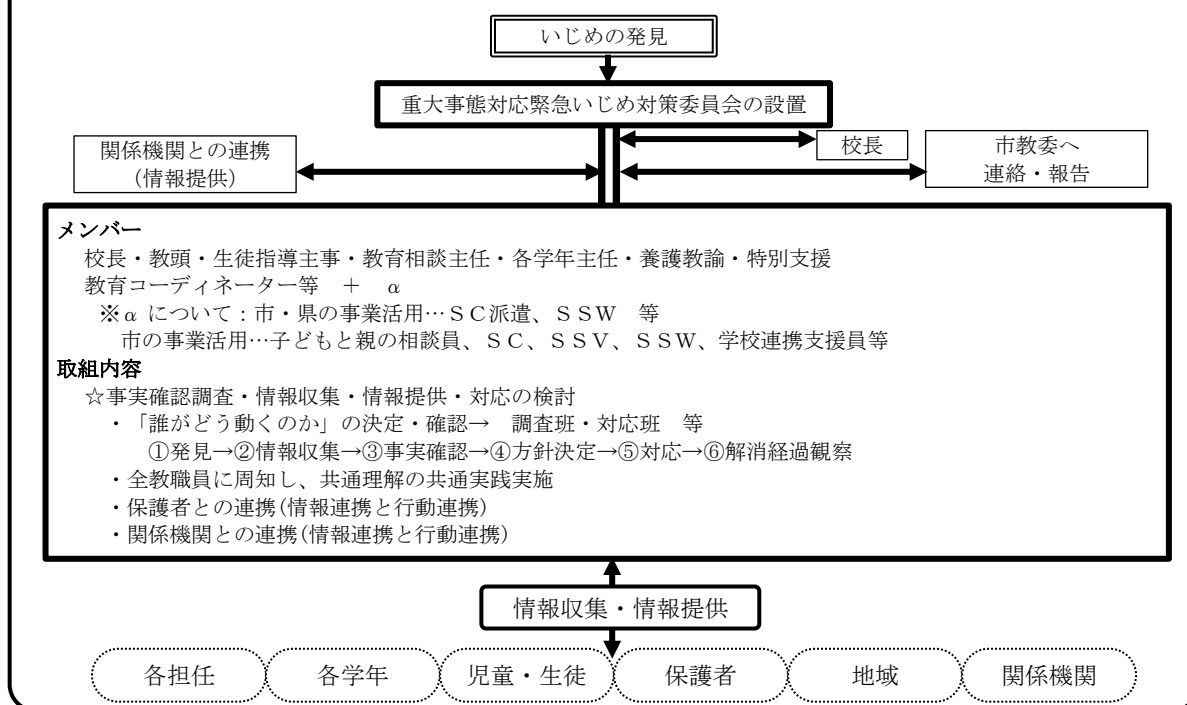
- ① いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）
・いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」

※第22条に対応：学校（いじめ発生時に組織）



※「いじめ問題対策協議会(上記では「いじめ防止対策委員会」としている)」等を組織(第22条：平常時と発生時)し、いじめ防止のための年間指導計画等を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者や関係諸機関との窓口となり、日頃より協力体制を築いておくことが重要である。

※第22条に対応：学校（いじめ発生時に組織）



- ・いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」

※重大事態が発覚した時点で、「重大事態対応緊急いじめ対策委員会（仮称）」を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全児童の不安を解消させることが望ましい。

発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応するために、緊急いじめ対策委員会を設置し情報を共有する。こども基本法を受け、児童からの訴えがあった場合、問題を軽視せず、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。いじめがあった場合、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。事実確認の結果は、学校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に報告する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめへの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。いじめられている児童にも責任があるという考えはあってはならず、まずつらい気持ちを受け入れ、共感し、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、心の安定を図るとともに、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくり、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた状況や気持ち、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮し指導を行う。児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。いじめ解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことををもって判断されると考える。すべての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

③ 重大事態と判断されるいじめへの対応(第28条に基づいて)

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、取手市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の児童の教育を受ける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる児童たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

④ 組織による対応（教育相談体制・生徒指導体制の強化）

上記のいじめ発生時や重大事態発生時は、本方針に基づき、緊急いじめ対策委員会等の組織で対応することが重要である。校長の指示のもと、教職員の役割分担を明確にし、チームで対応に当たる。また、報告・連絡・相談・確認を確実に行之、関係児童の状況や対応の進捗状況に関して的確に共通理解を図りながらチームで対応していく。

いじめ発生時や重大事態発生時に迅速且つ的確に組織で対応していくためには、教育相談体制・生徒指導体制の強化を図ることが重要であるので、常時の活動や対応において、チーム指導の視点を生かして組織的に指導に当たる。

⑤ いじめの早期対応・早期解消に関する研修の充実

いじめ発生時や重大事態発生時における組織的な対応に関する事例研修等を行い、「いつ、誰が、何を、どのように、どうするのか。」という現実的な対応に関して教職員で協議しながら学ぶ研修を充実させる。また、状況に応じて、児童の心に寄り添う教育相談の視点やいじめの問題行動を的確に把握し指導する生徒指導の視点を織り交ぜながら対応する方法についての研修を行う。さらに、専門家等を活用した研修を実施することで、社会の変化とともに変わるいじめ問題への教職員の対応力を高める。

（４）その他の重要事項

① 取組の振り返りについて（学校評価における留意事項）

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

- ・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
- ・いじめの早期発見・対応・解消に関する取組について

② 学校以外はいじめの相談・通報窓口

- ・取手市教育総合支援センター（取手市教育委員会）

住所：取手市戸頭８－１０－１

TEL：０２９７－６３－４７５５

０２９７－６３－４７５６（適応指導教室「ひまわりルーム」）

- ・いじめ対策推進室（取手市教育総合支援センター内）

いじめ相談専用ダイヤル

TEL：０２９７－６３－２５３７

メール：soudan2537@city.toride.ed.jp

- ・取手市子育て支援課

住所：取手市寺田５１３９

TEL：０２９７－７４－２１４１

- ・茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター

TEL：０２９－８２３－６７７０

メール：kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp

※メール、ホームページの書き込みは２４時間

- ・取手市青少年センター

住所：取手市西２－３５－３（取手市役所分庁舎２階）

TEL：０２９７－７２－８０８０

- ・子どもの教育相談（茨城県教育研修センター）

TEL：０２９６－７８－２３３３

- ・生徒指導相談室（茨城県県南教育事務所）

住所：土浦市真鍋５－１７－２６

TEL：０２９－８２３－６７７０

- ・こどもホットライン（茨城県教育委員会）

TEL：０２９－２２１－８１８１

FAX：０２９－３０２－２１６６

メール：kodomo@edu.pref.ibaraki.jp

※電話、FAX、メールは２４時間

取手市立白山小学校 いじめ発生時の対応フロー図

